

平成 18 年 7 月 1 日
〔事務局長通知〕
最終改定 令和 2 年 2 月 1 日

随意契約情報の公表に関する取扱について

千葉大学における随意契約について、下記の事項をホームページに掲載し公表するものとする。

記

(内容を公表する随意契約)

1. 予定価格が 500 万円を超える工事請負契約、製造請負契約、物品供給契約、役務提供等その他の請負契約

(公表の主な事項)

- ①物品等又は役務の名称及び数量
- ②契約担当役の氏名
- ③締結日
- ④相手方の氏名及び住所
- ⑤契約金額
- ⑥随意契約によることとした理由

(公表時期及び公表期間)

随意契約を締結した日の翌日から起算して 72 日以内とし 1 年間公表する。ただし、4 月 1 日から 4 月 30 日までに締結した随意契約については 93 日以内とする。

(内容を公表しない随意契約)

国立大学法人千葉大学契約事務取扱細則第 27 条第 1 項第六号による随意契約については契約の相手方の氏名及び住所は公表しないものとする。

該当契約：入学試験に係る調達契約

《抜粋》

国立大学法人千葉大学契約事務取扱細則

第 27 条 規程第 38 条の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

六 本学の事業遂行に関連する調達のうち、その内容を秘密にする必要があるとき。

本取扱については、平成 18 年 4 月 1 日以降の契約から実施する。

附則

本取扱については、令和 2 年 2 月 1 日以降の契約から実施する。